

4月は
土地月間

土地取引のまえに

一定面積以上は届け出が必要で

4月は土地月間です。国土利用計画法では、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発などを未然に防ぐため、土地取引をしようとするときは、この法律により、あらかじめ知事に届け出る制度を設けています。

下の表の一定面積以上の土地の取引をしようとするときは、この法律により、あらかじめ知事に届けなければならないことになっています。個々の取引面積は小さくても、合計すると一定面積以上になる一団の土地についても届け出をしてください。

▽届け出が必要な取引

売買、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、地上権・賃借権の設定や譲渡など
届け出をしないで土地取引をしたり、うその届け出をすると、6か月以下の懲役、または100万円以下の罰金が科せられることがあります。
くわしいことは、市役所都市計画課（☎24-2111内線594）へ。届け出に必要な書類も用意してあります。

■届け出の必要な土地取引の面積

市街化区域	2000㎡以上
市街化区域を除く都市計画区域	5000㎡以上
都市計画区域以外の区域	1万㎡以上

「土地」についての相談会を開催

「土地月間」に合わせて、土地売買などについての相談会が、次のように開かれます。
□とき…4月15日（水）の午後2時～4時
□ところ…市役所5階502・503会議室
□相談員…県土地利用対策課職員
相談を希望される方は、会場へお出かけください。土地売買についての説明の後、皆さんの質問にお答えします。

お買物、ご用命は市内で

美しい自然。ご先祖の安らぎを優しく包む永遠の墓苑。

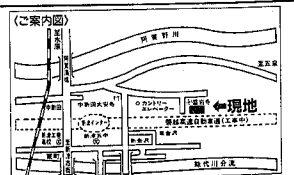
新津墓苑

453区画
好評受付中

■永代使用料及び
年間管理料

区分	A(3㎡)	B(4㎡)	C(5㎡)	D(6㎡)
永代使用料	12万円	16万円	20万円	24万円
年間管理料	3千円	4千円	5千円	6千円

■宗教、宗派問わず、お求めになれます。
■お申し込みの際は、申込金2万円（永代使用料の1部）と印鑑をご持参ください。

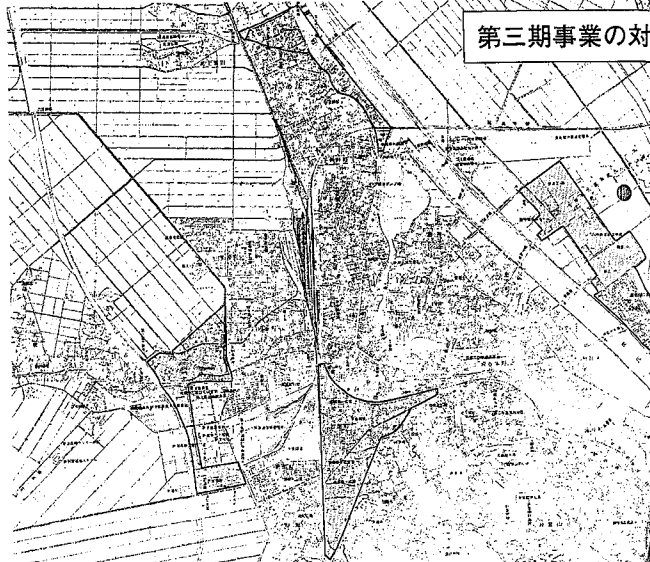


☎22-2169

お問い合わせ お申込みは

盛岩寺 新津墓苑管理事務所

第三期事業の対象区域



対象区域	山谷町3丁目、天神、吉岡町 新金沢町、東町1・2丁目
一部対象区域	山谷南、古田、北上2・3丁目 下興野町、川口、中沢町、程島 秋葉1丁目、田家1・2丁目

あわせると、各受益者の負担金額となります。
□負担金を納めていただく区域と時期
負担金を納めていただく区域を「賦課対象区域」といい、年度当初にこの区域を定め、公告します。
負担金は総額を五年に分割し、さらにこれを年四回（六月、九月、十一月、二月）に分け、計二十回で分納していただきます。負担金の一括納入、または一部を前納することもできます。
事情によっては負担金を減免します
その土地の状況により、または受益者の事情により、
までにお近くの郵便ポストへ投かんしてください。
もし申告書の提出がない場合は、土地台帳やその他の公簿により、あるいは調査によって市長が認定した受益者に負担金が賦課されることになります。なお、書類が届かないという方や、くわしくお知りになりたい方は市役所下水道課（☎24-2111内線532）へお問い合わせください。
負担金の額は、1平方メートルにつき、六百三十二円（坪当たり約千八百円）です。この額は、市条例にもとづき、昭和六十三年の計画時点での総事業費（七十四億四千九百万円）を基礎に算出したものです。この単位負担金額に皆さんの所有している土地または権利のある土地の面積をかけ

受益者負担金制度とは

① 受益者負担金とは…

市民の皆さんの税金だけで下水道事業を行うということは、下水道が一部の区域に利益をもたらす事業であるだけに市全体からみると不公平になります。このため下水道を整備することによって利益を受けられる人たちから建設費の一部を負担していただいています。これを受益者負担金といいます。

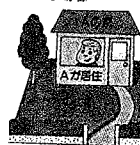
② 受益者負担金を納めていただく方は…

公共下水道を整備する区域内の土地の所有者です。
ただし、その土地に権利者（地上権者、質権者、賃借人、使用借主）がある場合は、その権利者が負担金を納めます。

※ 通常は、右の図のようになります。

受益者の決め方

Aの土地に
Aが家を建て
Aが住んでいる場合



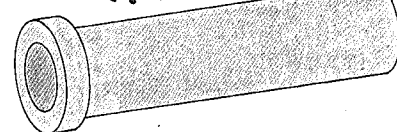
Aの土地に
Aが家を建て
Bに貸している場合



Aの土地に
Bが家を建て
Bが住んでいる場合



下水道で
快適生活を



第三期事業受益者申告を開始 提出期限は4月24日です

平成元年度から進められてきた公共下水道第三期事業が、このほど平成六年度までに汚水整備が完了するめどがつきました。このため、受益者の皆さんから建設費の一部を負担していただくための受益者負担金の申告を平成四年度から実施いたします。対象となっている方は、四月上旬にお届けする「申告書」を四月二十四日までに提出してください。

申告書は4月24日までに提出
市では、下水道事業第三期事業の受益者の皆さんから、建設費の一部を負担していただくための受益者負担金の申告を平成四年度から実施します。
この受益者申告は、負担金賦課の基礎となる土地の権利関係や、面積などを確認するためのものです。申告書の裏面に書かれている「申告書の書き方」を参考にして、必要事項を確認のうえ、同封の返信用封筒に入れ、四月二十四日（金）までにお近くの郵便ポストへ投かんしてください。
もし申告書の提出がない場合は、土地台帳やその他の公簿により、あるいは調査によって市長が認定した受益者に負担金が賦課されることになります。なお、書類が届かないという方や、くわしくお知りになりたい方は市役所下水道課（☎24-2111内線532）へお問い合わせください。



側溝が埋められた山谷地内

負担金の額は、1平方メートルにつき、六百三十二円（坪当たり約千八百円）です。この額は、市条例にもとづき、昭和六十三年の計画時点での総事業費（七十四億四千九百万円）を基礎に算出したものです。この単位負担金額に皆さんの所有している土地または権利のある土地の面積をかけ

お買物、ご用命は市内で

見やすいところに保存して下さい 便利です

住まいの不便・不安・不満を解消

ちょっと手を入れてより快適生活を!!

トイレ
浴室
キッチン

内装模様替え
機器交換
サービス

応援します

見積無料



快適住宅リフォーム工事専門店

増改築のさとう

台所浴室
トイレ 洗面所

新津市本町3丁目18-5 ☎24-4333
隣接橋路越後証券株限